

これまで述べ13回にわたり国際税務に関する要点を可能な限りわかりやすく詳解してきました。今回は本連載の最後としてこれまでの内容を総括してみたいと思います。

まずタイで事業活動を行う企業にとっての国際税務というのは、タイ、日本のそれぞれの国の税法及び租税条約に基づき、タイ・日本間の取引に関する税務的な判断を行うものであり、きわめて身近な問題であると理解してください。「国際税務」と聞くと、すぐに思い浮かんでくるのは、①移転価格税制 ② 過少資本税制 ③ タックスヘイブン税制といった主要なトピックではないでしょうか。確かにこれらの3項目は、クロスボーダーで事業活動を行う企業にとっては非常に重要なトピックであることは間違いありません。しかしもっと身近なところで、タイから日本へ支払うロイヤルティ、マネジメントフィー等の対価についても、タイにおける損金算入の可否、所得税の源泉徴収、日本では国外関連者に対するみなし寄附金課税等といったことも、日本、タイそれぞれの税法が関わり、さらには租税条約に判断の根拠を求めるといったものであり、日常の事業活動の中において存在する国際税務とよばれる内容の一つで、このような両国の税務上の取り扱いに注意を払うべき項目は多く存在しております。

特に日本においては、日系企業の海外進出に伴い、いわゆる所得の海外流出という新たな問題が生じており、海外進出企業に対する税務調査も高度なものとなりつつあります。よって納税者である企業側においても、海外進出に伴う税務を理解する必要が出てきているのが現状です。

またタイに限らず欧米も含め、いわゆるPE(恒久的施設)の考え方がより実態を重視したものになりつつあります。特に日本の税法上は駐在員事務所はPEに該当しないというのが一般的であり、「PEなければ課税なし」と言われていますが、タイにおいてはPEとみなされるというケースも少なくありません。タイに進出する場合に初期段階で駐在員事務所を設置するようなケースでは、PEに該当しないように、その活動を限定し、可能な限り文書化することが望まれます。

移転価格税制は多国で事業活動をされている企業にとっては、非常によく耳にする言葉だと思えます。一方で移転価格税制の調査は通常膨大な時間と費用を要することから、これが実施される企業はかなり限定されるのではないのでしょうか？ だからと言って移転価格については「安心」というわけではなく、特に中小企業者にとっては、日本においては「国外関連者に対するみなし寄附金課税」やタイにおいては、単に高額な対価として税務上の費用として認められないといった問題が生じる恐れがあります。これらの税務調整の特徴は、課税されて終わってしまうということ、すなわち将来に取戻しのできない税務調整であるということです。

このような指摘がなされないように、該当する取引がある企業においては、まず対価をどのように決めているのか、それは妥当なのかを検証する必要があるでしょう。ここで問題なのは、何をもち「妥当」であるかということになります。これは個々の企業それぞれ事情は違うため、統一的な基準はないので、入手可能な情報、データ等に基づいて、自社の判断基準を作るというのも一つの方法です。

国際税務というと企業にまつわる税務という印象が強いですが、海外に勤務される駐在員についても十分な検討が必要となります。特にタイにおいては、見た目の税率は日本と比べ住民税(地方税)がない分、日本よりも個人所得税の負担は少ないように見えますが、実はタイの所得税の計算においては、日本で言うところの給与所得控除額が著しく低いことに加え、非課税となる経済的利益の取り扱いがほとんどなことから、日本に比べると課税ベースは非常に高くなります。したがって日本で勤務していたとした場合の日本での税負担よりも高い税負担となるケースが多いです。このような実情を踏まえ、現地駐在社員の給与体系の見直し等も必要になります。

前回触れました相続税ですが、タイにおいては施行はされておきませんが、導入に向けた検討がなされております。オーナー企業においては、後継者に対する自社株の移転を行う際に、後継者自身を海外拠点に赴任させ、日本の相続税法上、制限納税義務者とし自社株の移転や必要な財産の移転を行うというようなことが行われています。このような財産の移転が行われる実態に対して一定の制限を設ける相続税法の改正が行われ、これまでより、海外で事業に従事する後継者の相続税上の取り扱いが厳しいものとなりました。よって後継者対策に対して何らかのプランを実行している企業においては、それが改正後の日本の相続税法上も有効に機能するのかどうか検証は必要となるでしょう。

簡単に取りまとめると、上記のような内容になりますが、国際税務というものは特殊な税務ではなく、海外進出をされている企業であれば、より身近なところに潜在的にあるものです。特にタイの税務調査は日本とは異なることから、企業側の防衛策が大切ではないのでしょうか。

本文は現行のタイ、日本における税法について確認はしておりますが、あくまでも筆者の意見を取りまとめたものにすぎません。従いまして個別、具体的な判断を行う場合には、貴社顧問の専門家にご相談してください。

<筆者紹介>

上原重典

XAT Thai Consulting Ltd.代表取締役／税理士法人ザット・パートナー

アーサーアンダーセン東京事務所・税務部門を経て独立し、2001年10月に上原・宇野共同税務事務所を設立。06年1月に税理士法人ザットへ組織変更。タイ法人は12年5月設立。

本稿に関する問い合わせは、電話 +66-(0)2-238-2118-9 または E-mail: s.uehara@xat.asia まで。